

強い農業ひとづくり支援事業のご案内

小松市では農業者の新商品開発・資格取得等のスキルアップや新たに農業を始めたいと考えている皆さんを支援します。

1 新商品開発や販路開拓に取り組みたい方

小松市の農産物を使った新商品の開発や販路開拓に要する経費等を支援します。

【補助額】 5万円以内

【対象者等】

- ① 農業者
- ② 農業生産法人
- ③ 農業グループ等

2 新たに農業経営を開始したい方

就農に必要なとなる資材費等の購入を支援します。

【補助額】 10万円以内

【対象者】

- ① 市内在住で、年齢が50歳以上の方（自ら独立して農業を開始する方）
- ② 農業後継者でない方
- ③ 生活保護等の支援を受けていない方

3 資格を取得したい方

営農に必要な資格を取得するための経費を支援します。

【補助率】 50%（上限5万円）

【対象資格】

- | | |
|--------------------|--------------------|
| ① 大型特殊免許（農耕車限定） | ④ 防除用無人ヘリコプター免許 |
| ② 農業機械士 | ⑤ 農業用ドローン免許 |
| ③ 野菜栽培士（美味安全野菜栽培士） | ⑥ その他営農に必要と認められるもの |

※汎用性のある資格は不可（農耕者限定でない大型特殊免許、フォークリフト等）

4 新たな農産物の生産に取り組みたい方

経営の主要となる新たな農産物の生産や経営規模の拡大を支援します。

[補助率] 50%（上限50万円）

[対象者]

- ① 経営の主要となる品目を生産する農林漁業者
- ② 5年以上生産を続けられる方

5 スマート農業に取り組みたい方

スマート農業機械を導入するための経費を支援します。

[補助率] 30%（上限30万円）

[対象機械]

- ① 農業用ドローン
- ② 農業用アシストスーツ
- ③ リモコン式自走草刈機
- ④ 無人草刈ロボット
- ⑤ 圃場水管理システム
- ⑥ その他スマート農業機械と認められるもの

6 農業機械の更新をされる方

中山間地域等で農業機械の更新に必要となる経費を支援します。

[補助率] 30%（上限50万円）

[対象地域]

- ① 小松市の特定農山村法指定地域
- ② 小松市の特定農山村法指定地域に隣接する一部の地域

[補助対象者]

- ① 対象地域に住所又は事業所を有する農業者
- ② 耕作放棄地の再生等の地域貢献に取り組んでいると認められる者
- ③ 農業後継者を除く50歳未満の新規就農者

[補助対象者とならない者]

- ① 認定農業者及び認定新規就農者
- ② 集落営農組合及び構成員
- ③ 自給的農家

[補助条件]

- ① 50万円以上の農業機械であること（償却資産登録の機械が対象）
- ② 農業機械の下限面積、水稻70a、野菜30a以上栽培していること
- ③ 新規就農者は、新規農業機械も対象

～ お問い合わせ先 ～

小松市役所 農林水産課

〒923-8650 小松市小馬出町91番地

TEL 24-8080